

## 岐阜県ネーミングライツ導入に関する基本方針

### 1 趣 旨

ネーミングライツとは、一般に、公共施設やイベントの愛称として企業の社名や商品ブランド名を付けるもので、施設運営等の経費を捻出する方法の一つとされているものです。

岐阜県（以下「県」という。）では、県有施設の愛称を命名する権利を売却し、民間資金を活用して、持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることとします。

この基本方針は、制度の導入にあたり県の基本的な考え方をまとめたものです。

### 2 導入のメリット

#### （１）パートナー企業等（施設命名権者）にとって

PR効果が期待できます

命名した愛称が、県の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

地域活性化に貢献できます

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

イメージアップにつながります

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

#### （２）県民・県にとって

施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります

その財源の活用により、施設利用者・県民サービスの向上が期待できます

### 3 対象施設

多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設等を対象とします。

ただし、施設名称の設定に経緯があるものや施設の性格上、企業名や商品ブランド名などの愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。

### 4 募集条件

県は、原則として次の条件で施設命名権者を公募するものとします。

#### （１）契約期間

原則、3年から5年までとします。（更新については、優先交渉権があります。）

#### （２）命名権料

命名権料は、他の自治体における類似施設の事例をもとに、利用者数、イベント内

容やメディアへの露出状況等を比較検討して施設ごとに目安となる金額を決定します。

### (3) 命名条件

公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさや呼びやすさなど、県民の理解が得られるものとします。

なお、愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。

また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。例示すると、次のとおりです。

- 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 政治性又は宗教性のあるもの
- 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- 個人の氏名

### (4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、施設命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区 分	費用負担	備 考
看板の表示変更	施設命名権者	
印刷物、ホームページの表示変更	岐阜県	新規作成分を対象とします

### (5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと思われる者は対象外とします。

例示すると、次のとおりです。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

岐阜県から入札参加資格停止措置を受けている者、または岐阜県から不利益処分を受けている者

行政機関等からの指導による改善がなされていない者

法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者

民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第

154号)による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者

岐阜県が定める暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる暴力団関係者である者

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業を営む者

また、現在の指定管理者の事業目的と競合する企業等(ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。)は対象外とします。

## 5 募集方法等

### (1) 募集方法

施設命名権者の募集は、施設ごとに行い、原則公募します。ただし、施設内の建物等、施設の一部ごとに募集する場合があります。

### (2) 募集要項

施設概要、施設利用人数等を明示するとともに、募集に際し必要な事項について、施設ごとに募集要項等を作成します。

### (3) 周知方法

県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供などにより県民や企業等に幅広く周知します。

## 6 選定の方法

選定委員会を設置して、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において施設命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。

選定審査結果については、すべての応募者に文書で通知します。

その後、選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

### [選定基準(例)]

- ・ 応募金額、応募期間
- ・ 応募企業等の経営の安定性、岐阜県との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画
- ・ 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ

## 7 施設命名権者の契約の解除

施設命名権者と契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど施設命名権者とするのが適当でないとい認められるとき、県は契約の解除をできることとします。

## 8 リスク負担

- ( 1 ) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、施設命名権者が負うこととします。
- ( 2 ) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県と施設命名権者が協議し、リスク負担を決定するものとします。

## 9 適用時期

この基本方針は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行します。